

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第1区分
【発行日】令和1年12月26日(2019.12.26)

【公表番号】特表2018-537101(P2018-537101A)
【公表日】平成30年12月20日(2018.12.20)
【年通号数】公開・登録公報2018-049
【出願番号】特願2018-529172(P2018-529172)
【国際特許分類】

A 0 1 K 97/10 (2006.01)

【F I】

A 0 1 K 97/10 A

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月15日(2019.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回転可能な埋込型釣竿保持装置であって、
自身の上端部から半径方向に延在する環状フランジを有する釣竿保持管と、
前記環状フランジの下面に当接する環状部材と、
前記環状フランジの上方に配置され、前記釣竿保持管を表面部に保持するが、前記表面部に対する前記釣竿保持管の回転を可能な状態で、前記釣竿保持管を前記表面部に対して取り付けるための環状カバー部材と、を含む、
回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項2】

前記環状部材が表面部に対して取り付けられており、前記釣竿保持管の前記環状フランジが前記環状カバー部材と前記環状部材との間に位置する状態で、前記環状カバー部材が前記環状部材に取り付けられている、請求項1に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項3】

前記釣竿保持管の下端部を横切って設けられている横方向に延びるピンを含む、請求項1または請求項2に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項4】

前記回転可能な埋込型釣竿保持装置の中に配置されたときの釣竿の設置角度を定義する、前記釣竿保持管の長手方向の軸線に対するある角度に、前記環状フランジが設けられている、請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項5】

低摩擦部材が前記環状部材と前記環状フランジとの間に設けられている、請求項1から請求項4のいずれか1項に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項6】

前記環状カバー部材と前記環状フランジとの間に低摩擦部材が設けられている、請求項1から請求項5のいずれか1項に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項7】

前記釣竿保持管を回転に対して少なくとも一時的にロックし、かつ、前記釣竿保持管を回転できるようにする必要があるときに解放可能である、解放可能なロック機構、をさらに含む、請求項1から請求項6のいずれか1項に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項 8】

前記環状フランジが、少なくとも 1 つの表面に設けられている成形されたロック細部を有する、請求項 7 に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項 9】

前記環状カバー部材に関連してロックアクチュエータが設けられており、前記ロックアクチュエータが、

前記ロックアクチュエータの一部分、および / または、前記ロックアクチュエータに関連付けられており前記ロックアクチュエータによって動かされる部材が、前記環状フランジにおける前記ロック細部と係合しているロック状態と、

前記ロックアクチュエータの一部分、および / または、前記ロックアクチュエータに関連付けられており前記ロックアクチュエータによって動かされる部材が、前記ロック細部から解放されているアンロック状態、

の間で可動である、

請求項 8 に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項 10】

前記ロックアクチュエータが前記ロック状態に付勢されている、請求項 9 に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項 11】

前記ロックアクチュエータが、実質的に水平な軸線を中心に動く、請求項 9 または請求項 10 に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項 12】

前記ロックアクチュエータが、実質的に垂直な軸線を中心に動く、請求項 9 または請求項 10 に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項 13】

前記ロックアクチュエータを前記アンロック状態に一時的に維持するためのラッチ機構が設けられている、請求項 9 から請求項 12 のいずれか 1 項に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項 14】

前記ロック細部が、一般には実質的に垂直方向に前記環状フランジ内に延びる 1 つまたは複数のロック開口部を含む、請求項 8 から請求項 13 のいずれか 1 項に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項 15】

前記成形されたロック細部が、前記環状フランジの周面に設けられている、請求項 8 から請求項 13 のいずれか 1 項に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項 16】

前記成形されたロック細部が、前記環状フランジの縁部付近に少なくとも部分的に延在する、交互に並ぶ山部および谷部を有する波状面である、請求項 15 に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項 17】

前記環状カバー部材の下面と前記環状フランジとの間の分離距離を変える目的で、前記環状カバー部材が前記環状部材に対してねじ込み式に取り付けられている、請求項 1 から請求項 16 のいずれか 1 項に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項 18】

前記環状フランジの上に環状ガイドが設けられており前記環状ガイドに対して少なくとも 1 本のロックピンが取り付けられており、前記各ロックピンがアンロック状態に付勢されており、前記アンロック状態においては、前記各ロックピンが前記環状フランジにおける前記成形されたロック細部から解放されており、しかしながら、前記環状フランジの回転を阻止することによって前記釣竿保持管の回転を防止する目的で、前記環状カバー部材が前記環状フランジの方に下向きにねじ込まれるとき、少なくとも 1 本のロックピンの少なくとも一部分が、前記環状フランジにおける成形されたロック細部と係合するように強

いられる、請求項 17 に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項 19】

前記環状カバー部材の前記下面と前記環状フランジとの間の前記分離距離を変える回転を通じて使用者が前記環状カバー部材をより容易にロックおよびアンロックできるようにする目的で、前記環状カバー部材に拡張部分が設けられている、請求項 17 または請求項 18 に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項 20】

前記環状カバー部材の下面と前記環状フランジとの間の前記分離距離を変える目的で、前記環状カバー部材がベースプレートに対してねじ込み式に取り付けられており、前記環状カバー部材が前記環状フランジの方に下向きにねじ込まれるとき、ばね鋼ロックプレート的一部分が前記環状フランジに当接して前記環状フランジの回転を阻止するように、前記ばね鋼ロックプレートが設けられている、請求項 17 に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項 21】

前記環状カバー部材を前記環状部材に対して締め付ける、または緩めることによって、前記環状カバー部材と前記環状フランジの間隔を変えることができるように、少なくとも部分的にねじが切られている直立部が前記環状部材に関連して設けられており、前記環状カバー部材の下側に、相応して少なくとも一部分にねじが切られている部分が設けられている、請求項 17 から請求項 20 のいずれか 1 項に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項 22】

前記釣竿保持管の動きが、前記環状フランジとのモータの係合を通じて電動化されている、請求項 1 から請求項 21 のいずれか 1 項に記載の回転可能な埋込型釣竿保持装置。

【請求項 23】

釣竿を船体縁部に保持するための埋込型釣竿保持装置であって、
前記船体縁部の取付孔に挿通され前記釣竿を保持する筒部を有する、釣竿保持管と、
前記釣竿保持管を前記船体縁部に、前記筒部の中心軸とは異なる軸回りに回転可能な状態
で保持する保持部材と、を備える、
埋込型釣竿保持装置。